

随意契約理由

令和6年(2024年)5月1日

契約担当課名	福祉事務所
発注担当課名	福祉事務所
契約名称	生活保護の実施に関する法律上の助言等業務委託
契約内容	①面談、電子メール等による法律相談、②ケース診断会議への出席（原則月1回）、③刑事告訴の場合、告訴関係資料の作成に係る助言、④審査請求に係る助言、⑤その他委託者及び受託者双方で必要と認めた案件に係る業務
契約締結日	契約締結日：令和6年（2024年）5月1日
及び契約期間	契約期間：令和6年（2024年）5月1日～令和7年（2025年）5月1日
契約の相手方 （所在地・名称）	弁護士 豊芦 弘 四條畷市岡山東1丁目10-5 忍ヶ丘センタービル7階 四條畷法律事務所 弁護士 林 慶行 大阪市北区西天満2丁目9番14号北ビル3号館2階 法律事務所豊凜
契約金額	2,420,000円（うち消費税及び地方消費税の額220,000円）
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 本業務は、弁護士が電子メールによる法律相談やケース診断会議への出席等により生活保護の実施に関する法律上の助言等を行うものです。 弁護士の選定にあたっては、相談内容が生活保護に関する不正受給対策、刑事告訴、審査請求、相続、契約、成年後見及び債権等の多岐にわたり、複数弁護士の多角的検討等が必要になることから、弁護士紹介申込書を提出した大阪弁護士会（行政連携センター）より、業務内容を踏まえ、専門知識を有する2人の弁護士の紹介を受けており、性質上競争入札に適さないため。